

# ＜サービス利用料金表＞ 摂津市

2021.4.1 改定版

社会福祉法人 成光苑  
せつつ桜苑訪問介護支援事業所

## ① 訪問介護サービス利用料（要介護1から要介護5）

平常の時間帯（午前8時から午後6時）での、1回あたりの料金は次の通りです。

### ＜身体介護＞

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)	
身体介護	単位表	184単位	275単位	436単位	635単位	92単位追加	
	利用料金	2,364円	3,531円	5,596円	8,174円	1,177円追加	
	自己負担額 (介護職員処 遇改善加算 (I)+特定処遇 改善加算(I) 含む)	1割	237円	354円	560円	816円	118円追加
		2割	473円	707円	1,120円	1,631円	236円追加
3割		710円	1,060円	1,679円	2,446円	354円追加	

### ☆身体介護に引き続いて生活援助をご利用される場合

サービスに要する時間		20分以上	45分以上	70分以上	
十生活援助	単位表	74単位	147単位	221単位	
	利用料金	952円追加	1,883円追加	2,835円追加	
	自己負担額 (介護職員処遇改善加算(I)+特定 処遇改善加算(I)含む)	1割	96円追加	189円追加	284円追加
		2割	191円追加	377円追加	567円追加
		3割	286円追加	565円追加	851円追加

### ＜生活援助＞

サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	単位表	201単位	248単位	
	利用料金	2,578円	3,188円	
	自己負担額 (介護職員処遇改善加算(I)+特定 処遇改善加算(I)含む)	1割	258円	319円
		2割	516円	638円
3割		774円	957円	

※当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を取得しています。上記の単位数は特定事業所加算(Ⅱ)の単位数となり利用者負担額にも算定された金額となります。

	加算	利用料	利用者負担担額	算定回数等
要護介護による区分なし	特定事業所加算	(I) 所定単位数の20/100 (II) 所定単位数の10/100 (III) 所定単位数の10/100 (IV) 所定単位数の5/100	左記の1割	1回当たり

### 特定事業所加算

・特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※上記の料金の他に下記の加算があります。

		緊急時訪問加算	初回加算
単位表		100 単位	200 単位
利用料金		1,370 円	2,740 円
自己負担額	1割	137 円	274 円
	2割	274 円	548 円
	3割	411 円	822 円

※自己負担額には、介護職員処遇改善加算(I)+特定処遇改善加算(I) (20.0%) が加算されています。

### 加算

- ・初回加算…初回時、過去2ヶ月ご利用されず再開された場合に加算されます。
- ・緊急時訪問介護加算…居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護サービス【身体介護中心に限る】をご利用者様またはご家族様から要請を受けて24時間以内に行った場合)一回につき一回が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算…理学療法士や作業療法士による訪問リハビリテーションに、サービス提供責任者が同行し共同しアセスメント結果に基づき介護計画書を作成した場合など条件を満たした場合に加算されます。

### 訪問介護サービスに関する注意事項

- ☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
  - ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
  - ・早朝(午前6時から8時まで): 25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

\*2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## **基本報酬の見直し**

☆☆改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として 0.05%（令和 3 年 9 月迄））。これを踏まえて、

☆・全てのサービスの基本報酬を引き上げる

☆ ※別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある

☆・全てのサービスについて、令和 3 年 4 月から 9 月末までの間、基本報酬に 0.1% 上乘せする。【告示改正】